

令和7年度11月市営住宅入居者(抽選)募集案内

1.入居者募集について

(1)募集住宅

長松住宅 2戸(小郡市二森)建設年度:平成12年度 エレベーター:有
間取り **2LDK(2階1戸(201号))**
3DK(3階1戸(308号))
※単身世帯での3DKへの申込みはできません

井上第1住宅 1戸(小郡市井上)建設年度:平成14年度 エレベーター:有
間取り **2DK(1階1戸(101号))**

井上第2住宅 2戸(小郡市井上) 建設年度:令和元年度 エレベーター:有
間取り **2DK(3階1戸(302))**
車いす2LDK(1階1戸(103号))
※車いす住宅については、入居条件を緩和しております。(P3参照)

駅前住宅 1戸(小郡市小郡) 建設年度:昭和54年度 エレベーター:無
間取り **3DK(5階1戸(503号))**
※単身世帯での3DKへの申込みはできません

(2)申込方法

- ① 受付期間…**令和7年11月21日(金)~12月5日(金)**
(8時30分~17時、土・日・祝日は除く)
- ② 必要書類…P4「3.入居申込みに必要な書類」を参照
- ③ 提出先…市役所都市計画課へ持参、または郵送(12月5日必着)
- ④ 注意 点
 - ・1世帯につき1申込みです。
 - ・1世帯で2以上の申込みをされた場合、すべての申込みを無効とします。
 - ・提出書類に不正があった場合、その申込みは無効とし入居決定後であっても入居許可を取り消します。
 - ・申込書提出後に連絡先(電話番号・住所)が変更になる場合は、すみやかに連絡してください。
 - ・年齢は、申込み受付期間の最終日を基準とします。

(3)抽選会

申込者多数の場合、抽選を行います。抽選会への出欠は抽選に影響しないので、欠席でも結構です。
抽選結果は、後日郵送します。

※内容に変更がある場合があります。詳細は、申込者に通知します。

- ① 日 時…**令和7年12月18日(木)** 午前10時から抽選開始予定
- ② 会 場…小郡市役所 北別館 2階大会議室

(4)その他

入居決定前までに、緊急で住宅の確保を必要とする入居希望者がでた場合(災害による住宅の滅失により移転先が緊急で必要な場合など)は、住宅への入居ができませんので、あらかじめご了承ください。

【申し込み・問い合わせ先】

小郡市役所 都市建設部 都市計画課 建築指導係 西別館2階
電話 代表：0942(72)2111 内線354 直通：0942(73)9118

2.入居申込資格

●市営住宅に応募される方は、以下の(1)～(8)の条件を満たしている必要があります。

(1)市内に居住しているか又は勤務場所を有すること。

(2)入居名義人は、成年者であり、同居しようとする親族があること。

○夫婦の別居や父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

○結婚(離婚)予定者は、入居手続時までに婚姻(離婚)を証明する戸籍謄本又は婚姻(離婚)届受理証明書の提出がなければ失格となります。

○性的少数者でパートナーシップ関係にある方も申込みできます。この場合、その関係を入居手続までに福岡県がパートナーシップ宣言したことを証明した書類(福岡県内で有効な書類)の写しの提出がなければ失格となります。

○配偶者等からの暴力被害を受けている方(DV被害者)で離婚の意思がある方は、婚姻関係が解消したものとみなし、申込みことができます。

○申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格(ただし、出生・死亡等を除く)。

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は単身での申込が可能です。

【単身での申し込みが可能な方】(配偶者がおられる方は単身での申込みはできません。)

※自活状況申立書の提出が必要です。身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難と認められる方は申込みできません。

ア 60歳以上の方(昭和40年12月5日以前に生まれた方)

イ 障害者基本法第2条に規定する障がいのある方

①身体上の障がいの程度が1級から4級の方

②精神障がいの程度が1級から3級の方

③知的障がいの程度がA1からA3、B1、B2の方

ウ 戦傷病者特別援護法第2条第1項の規定する方

エ 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方

オ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

キ ハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者(DV被害者)

①法第3条第3項3号及び第5条の保護が終了した日から5年を経過していない方

②法10条第1項の規定により裁判所が命令の申立てを行った方で5年を経過していない方

※単身世帯での3DKへの申込みはできません

(3)収入基準に合うこと。(月間所得額の計算はP7参照)

同居しようとする家族(婚約者も含む)の収入を含め、諸控除後の月収が次の金額であることが必要です。1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。

一般世帯	諸控除後の月収額 158,000円以下	…原則階層世帯
高齢者・障がい者世帯等	諸控除後の月収額 214,000円以下	…裁量階層世帯

【裁量階層世帯とは】

- ア 60歳以上の方。
同居親族がある場合は、60歳以上の方である世帯。
イ 身体障がい(身体障害者手帳1～4級)のある方のいる世帯
ウ 精神障がい(精神障害者保健福祉手帳1、2級程度)のある方のいる世帯
エ 知的障がい(療育手帳重度又は中度程度(療育手帳B2またはBの軽度は除く))のある方のいる世帯
オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表の特別項症～第6項症又は第1款症)のいる世帯
カ 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣から認定された方のいる世帯
キ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯
ク ハンパ病療養所入所者等
ケ 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯

(4)現在住宅に困っていること。

原則として持家(入居しようとする者の中に家屋の所有者がいること)の方及び公営住宅(県営・市営・町営・村営)の居住者は、申込みできません。

(5)過去に市営住宅に入居していた方は、不正な使用(無断退去、家賃滞納、迷惑行為など)をしたことがないこと。

(6)共同生活を円満に営むことができること。

犬・猫等のペットの飼育、騒音、不法駐車等で他人に迷惑になる行為をしないことや、ゴミ出し等のその他、法令・条例等で定められているルールを守れる方。守れない方は退去して頂く場合もあります。

(7)申込者又は同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

入居資格について、福岡県警察本部に照会させていただきます。

(8)入居に際して、緊急連絡人がいること。

入居者の安否確認等、緊急時の対応ができる方(同居者を除く)をお願いします。

●「車いす住宅」への入居申込み資格 ※車いすを常時使用している方がいる世帯が優先となります

(1)車いすを常時使用している方がいる世帯、または歩行が困難で以下の身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

視覚障がい	4 級以上
聴覚障がい	3 級以上
平衡機能障がい	5 級以上
上肢機能障がい	2 級以上
下肢・移動機能障がい	6 級以上
体幹機能障がい	5 級以上
内部の機能障がい	4 級以上

車いす住宅に応募される方は、入居申込資格(1)～(8)に加え、車いすを常時使用していることが分かる医師の証明書または身体障害者手帳(写し)が提出できること。

(2)子育て世帯

同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯

3.入居申込みに必要な書類

該当する書類の提出をお願いします。書類に不備がある場合受付できませんのでご注意ください。

※個人番号(マイナンバー)を利用することで、提出を省略できる書類があります。(P5の4参照)

【全員提出】

書類	取得方法
(1)市営住宅入居申込書(裏面のアンケートも記入してください)	P.10
(2)入居者全員の住民票謄本(続柄の記載があるもの)	市民課
(3)市営住宅用課税証明書(所得額のわかる最新(令和7年度【6年中所得分】)のもの) ※16歳以上の方の分すべて(無職の方も含む)	税務課 (R7.1.1の住所地)

【該当する方のみ提出】

書類	提出が必要な人	取得方法
(4)勤務証明書	令和6年1月2日以降に申込者・同居親族が新たに就職又は再就職した場合	P.12 [別添1] (勤務先記入)
(5)収入申告書	令和6年1月2日以降に申込者・同居親族が新たに事業を開始した場合	P.13 [別添2] (本人記入)
(6)退職証明書、雇用保険受給資格者証、離職票いずれか(写し)	令和6年1月2日以降に申込者・同居親族が退職した方	勤務先等
(7)自活状況申立書	単身申込者	P.14
(8)市内に勤務することの証明	市外在住で市内勤務の方	勤務先
(9)障害者手帳(写し)	身体障がい者(1～4級) 精神障がい者(1～2級、単身申込者は3級も) 知的障がい者(A1～B1級、単身申込者はB2級も)	
(10)ひとり親家庭等医療証(写し)	ひとり親世帯(医療証が発行されていない場合は親権が確認できる戸籍謄本が必要)	
(11)生活保護受給証明書	単身申込者で生活保護被保護者(他の単身要件書類があれば不要)	福祉課
(12)DV被害の公的証明	DV被害者世帯(単身申込者は婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写しが必要)	警察署、配偶者暴力相談支援センター
(13)婚約証明書	婚姻予定の方	都市計画課に様式有
(14)車いすが常時必要であることの医師の証明	車いすを常時使用している方がいる世帯(車いす住戸に申し込む方)	かかりつけの病院
(15)その他市が必要と認める書類		

4.個人番号(マイナンバー)を利用する場合

- 個人番号(マイナンバー)を利用することで、P4の必要書類について以下の書類の提出を省略できます。

- (2)入居者全員の住民票謄本(続柄の記載があるもの)
- (3)市営住宅用課税証明書(所得額のわかる最新のもの)
- (9)障害者手帳(写し)
- (11)生活保護受給証明書

- 個人番号を利用する方は以下の書類を提出してください。 ※詳しくは担当課にお尋ねください。

- (1)来庁する申請者: ● 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

※公的機関発行のもので、顔写真があれば1種類、なければ2種類必要

- 小郡市営住宅における個人番号利用同意書兼通知書(P15)
- 代理人(入居者を除く)の場合、委任状(都市計画課で配付しています)

- (2)入居予定者全員: ● 個人番号が分かる書類(マイナンバーカード、通知カード等)

5.家賃、敷金、駐車場使用料・保証金について

- (1)家賃:別紙一覧表(P9)のとおり。

市営住宅の家賃は、世帯の収入、住宅の広さ、築年数、立地等に応じて算定されます。計算方法は次のとおりです。

$\begin{aligned} \text{[入居者の家賃]} &= \text{[家賃算定基礎額]} \times \text{[市町村立地係数]} \times \text{[規模係数]} \\ &\quad \times \text{[経過年数係数]} \times \text{[利便性係数]} \end{aligned}$

なお、次年度(4月1日)以降の家賃算定については、毎年1回必ず収入を申告していただき、家賃算定基礎額や応益係数により毎年度家賃を算定して決定する仕組みとなります。

- (2)敷金:家賃3か月分の金額の納付が必要。

- (3)駐車場使用料:1台あたり月額2,750円

- (4)駐車場保証金:駐車場使用料3か月分の使用料の納付が必要。

※1台あたり保証金8,250円

6.特別申込み(倍率優遇措置)について

下記(1)~(4)のいずれかに該当する方については、2つの抽選番号を割り当てて、抽選を行います。

(1)ひとり親世帯(DV被害者世帯を含む)

- ①配偶者のいない方で、子(20歳未満)を扶養している世帯(ひとり親家庭等医療証の写しが必要)
- ②DV被害者世帯(公的機関(警察署、配偶者暴力相談支援センター【北筑後保健福祉環境事務所社会福祉課】等)が発行するDV被害者であることの事実が確認できる書類の写しが必要)

(2)高齢者世帯

申込者の年齢が60歳以上の方で同居する親族がいる場合、次のいずれかの方で構成している世帯

(ア)配偶者

(イ)60歳以上の親族

(3)障がい者世帯

入居者に次のいずれかに該当する人が1人以上いる世帯

- ①戦傷病者手帳を所持し、第1款症以上の障がいのある方
- ②身体障害者手帳を所持し、1級から4級の障がいのある方
- ③重度または中度の知的障がいのある方(療育手帳のB2またはBの軽度を除く)であることを児童相談所の長、更生相談所の長より判定された方
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持している方。又は同程度の精神障がいのある方であることを精神保健センターの長、精神科の経験をもつ医師から判定された方

(4)子育て世帯等

- ①同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯
- ②若年夫婦世帯〔申込者が夫婦でいずれかの年齢が40歳未満である世帯〕（申込み時点）

月間所得額の計算方法

(世帯の所得金額の合計)

A.R 6 年間所得金額

B.控除金額合計

C.計算した月間所得額

$$\{ (\quad \text{円}) - (\quad \text{円}) \} \div 12 = (\quad \text{円})$$

下記の収入基準を満たすか確認してください。

- 原則階層世帯（一般世帯）…………… C. 月間所得額が 158,000 円以下
- 裁量階層世帯（障がい者・高齢者・中学生以下の子どもがいる世帯等）… C. 月間所得額が 214,000 円以下

A. 年間所得金額

1. 給与所得者の場合 給与収入額より別添 P8 の給与所得金額計算表に算出した金額になります。
2. 年金所得者の場合 年金収入額より別添 P8 の年金所得金額計算表に算出した金額になります。
3. 給与所得者以外の場合…自営業者、利子・配当所得のある人等
市町村長(税務課)が発行する課税証明書(所得証明書)の合計所得金額が、年間所得金額になります。
4. 令和 6 年 1 月 2 日以降に新・再就職した方、又は事業を開始した方
勤務先等が記入した勤務証明書等をもとに、年間収入に換算してから所得金額を算出します。
詳しくは、担当課にお尋ねください。

B. 控除金額

	控 除 の 種 類	内 容	控 除 額
基本的控除	①同居親族 ②非同居の扶養親族	申込者を除く扶養親族(所得税法の扶養親族)	380,000 円×()人 (家族数－1 人)
	③婚約者	内縁関係を含む(住民票で「未届けの夫(妻)」と記載があること)	
その他の控除	④給与所得者又は公的年金等の雑所得がある人	給与所得者又は公的年金等の雑所得がある人	100,000 円×()人 所得が 10 万円以下のときは当該所得
	⑤老人扶養親族	扶養親族のうち 70 歳以上で所得金額が 48 万円以下の人(配偶者は老人控除対象者に限る)	100,000 円×()人
	⑥特定扶養親族	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満で所得金額が 48 万円以下の人	250,000 円×()人
	⑦寡婦	次に掲げる人で下記のひとり親に当たらない人 ●夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人 ●夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人	270,000 円×()人 所得が 27 万円以下のときは当該所得
	⑧ひとり親	現に婚姻していない人または配偶者の生死不明の人で次の要件を満たす人 ●生計を一にする子がいる人 ●合計所得金額が 500 万円以下の人 ●婚姻関係と同様の事情にある人がいない人	350,000 円×()人 所得が 35 万円以下のときは当該所得
	⑨障がい者	・身体障がい 3～6 級 ・精神障がい 2・3 級 ・知的障がい B1・B2	270,000 円×()人
	⑩特別障がい者	・身体障がい 1・2 級 ・精神障がい 1 級 ・知的障がい A1・A2	400,000 円×()人

給与所得金額計算表

給与所得	給与収入額		給与所得の金額	
	1	～ 1,618,999	年間総収入-550,000 ※	
	1,619,000	～ 1,619,999	1,069,000	
	1,620,000	～ 1,621,999	1,070,000	
	1,622,000	～ 1,623,999	1,072,000	
	1,624,000	～ 1,627,999	1,074,000	
	1,628,000	～ 1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)	A×2.4+100,000
	1,800,000	～ 3,599,999		A×2.8-80,000
	3,600,000	～ 6,599,999		A×3.2-440,000
	6,600,000	～ 8,499,999	年間総収入×0.9-1,100,000	
	8,500,000	～	年間総収入-1,950,000	

※マ付息の場合は0です。

年金所得金額計算表

公的年金等雑所得	年齢区分	年金収入額	年金所得の金額
	65才未満の方	1 ～ 1,299,999	年間総収入-600,000 ※
		1,300,000 ～ 4,099,999	年間総収入×75%-275,000
		4,100,000 ～ 7,699,999	年間総収入×85%-685,000
		7,700,000 ～	年間総収入×95%-1,455,000
	65才以上の方	1 ～ 3,299,999	年間総収入-1,100,000 ※
		3,300,000 ～ 4,099,999	年間総収入×75%-275,000
		4,100,000 ～ 7,699,999	年間総収入×85%-685,000
		7,700,000 ～	年間総収入×95%-1,455,000

※マ付息の場合は0です。

収入基準の早見表

※下記の早見表により、収入基準を満たしているかどうか確認することができます。

ただし、全ての世帯が早見表を使って判定できるわけではありません。次の(1)～(3)の全てに該当する場合のみ、下記の早見表で判定ができます。

- (1)収入のある方が1人のみである
- (2)年金を受給している方がいない
- (3)「P7、B 控除金額」の②、⑤～⑩に該当する方がいない

給与所得者の早見表……※源泉徴収票では、「支払金額」欄を確認してください。

●原則階層世帯(一般世帯)

(単位:円)

同居親族の数(申込者以外)	0人	1人	2人	3人	4人
支払金額(源泉徴収票)	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下

●裁量階層世帯(障がい者世帯・高齢者世帯・中学生以下の子どもがいる世帯等)

(単位:円)

同居親族の数(申込者以外)	0人	1人	2人	3人	4人
支払金額(源泉徴収票)	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下

小郡市営住宅 家賃一覧表（令和7年度入居分）

※毎年4月に家賃を更新します。

令和7年度

団 地 名	所 在 地	建 設 年 度	構 造	給 湯 器	エ レ バ ー タ ー	階 数	部 屋 番 号	空 家 戸 数	間取り (面積)	世帯 区分	家賃月額（円）					
											裁量階層世帯					
											一般世帯					
											収入分位	1 分位	2 分位	3 分位	4 分位	5 分位
月間 所得額	0 ～ 104,000	104,001～ 123,000	123,001～ 139,000	139,001～ 158,000	158,001～ 186,000	186,001～ 214,000										
長松	二森 1443 番地1	H12	中層耐火 構造 四階建	有	有	2 階	201号	1	2LDK (54.9㎡)	単身 可	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400
						3 階	308号	1	3DK (61.5㎡)	単身 不可	17,400	20,000	22,900	25,900	29,500	34,100
井上 第 1	井上 715 番地1	H14	中層耐火 構造 五階建	有	有	1 階	101号	1	2DK (51.5㎡)	単身 可	14,300	16,500	18,900	21,300	24,300	28,100
井上 第 2	井上 681 番地1	R1	中層耐火 構造 五階建	有	有	3 階	302号	1	2DK (51.1㎡)	単身 可	15,200	17,600	20,100	22,600	25,900	29,900
						1階	103号	1	車いす 2LDK (65.8㎡)	単身 可	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500
駅前	小郡 886番 地8	S54	中層耐火 構造 五階建	一部有 ※ 1	無	5 階	503号	1	3DK (56.8㎡)	単身 不可	13,800	15,900	18,200	20,600	23,500	27,200

※1・・・駅前住宅の給湯器は風呂場のみ ※別途住宅ごとに共益費（管理費）があります

※ 家賃については、申込世帯の月間所得額によって金額が異なります（上記6分位に分かれます）

計算の方法等については、月間所得の計算方法（P7）を参照してください

※ 単身可の住宅には、年齢等の制限があります（2人以上の世帯でもお申込みできます）

市営住宅入居申込書					
小郡市長 あて			令和 7 年 月 日		
次のとおり市営住宅への入居を申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは申込みを無効とし、又は入居後に判明したときは退去することについて異議ありません。小郡市営住宅管理条例第 2 3 条第 1 項第 5 号に基づく入居資格の確認のため、小郡市が警察に申込者及び同居親族の必要な情報を提供することに同意します。					
希望住宅		市営	住宅		希望間取り
現住所 〒					
ふりがな					
申込者氏名			自宅電話		
			携帯電話		
所在地					
勤務先					
名称					
電話					
一緒に同居する親族	続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先名称又は職業
	本人		昭・平・令 . .		
			昭・平・令 . .		
			昭・平・令 . .		
			昭・平・令 . .		
			昭・平・令 . .		
			昭・平・令 . .		
			昭・平・令 . .		
別居扶養親族			昭・平・令 . .		
			昭・平・令 . .		
※記入しないでください					
分位					

◎あなたが住宅に困っている事情は？

(あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください)

- (1) いま住んでいる住宅の種類
ア. 自宅 イ. 親族の持家 ウ. 社宅・寮 エ. 賃貸住宅（アパート・マンション・一戸建）
オ. 公社・公団 カ. 雇用促進住宅 キ. 県営住宅（名義人： ）
ク. 市町村営住宅（名義人： ） ケ. 間借り コ. その他（ ）
- (2) 家賃 円
- (3) 現在の家族構成 人
本人・配偶者・子・父・母・兄弟姉妹・その他
- (4) 住宅の部屋数 室
(注) 6. 5㎡（4畳）以上の和室・洋室を部屋として計算してください。
台所、台所兼食堂は部屋数に含めません。
- (5) 申込者と市営住宅に入居しようとする者の中に、
家屋の所有者が ア. いる イ. いない
(注) アに○印をされた方は市営住宅入居時前に申込者・同居しようとする者以外
に所有権を移転する必要があります。
- (6) 住宅に困っている理由
ア. 家賃が高い イ. 住宅が狭い ウ. 設備が不十分 エ. 住宅が古く傷んでいる
オ. 他の世帯と同居している カ. 環境が悪い キ. 災害の危険がある
ク. 通勤に不便（ 時間） ケ. 正当な理由による立退きの要求を受けている
コ. 結婚する為（ 頃） サ. 高齢者世帯と親族との近居
シ. 勤務予定（ ） ス. その他（ ）

◎あなたの家庭事情は？

- (1) 住所は市内ですか？ (はい いいえ)
 ※いいえの方 勤務地は小郡市内ですか？
 (はい いいえ)
- (2) 入居予定者の中に障がい者はおられますか？
 (はい いいえ)
 (人)
- (3) ひとり親世帯ですか？ (はい いいえ)

勤 務 証 明 書

※この表は、令和6年1月2日以降に新・再就職した方のみ記入し提出してください。

氏名					採用年月日			年	月	日
各月の支払額（税・保険料込み） ※勤務して1年未満の方は、勤務した月の途中の場合は翌月以降の分から記入してください。										
年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	支給賞与分
円		円		円		円		円		円
年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	支給賞与分
円		円		円		円		円		円
所得	扶養親族の数			障害者の数			寡婦	ひとり親	支払額の合計額	
	配偶者	老人	その他	特別	その他					
控除項目	有・無			人	人	人	人			円
上記の者は、当社に勤務し、上記の記載事項は税務機関への報告事項と相違ありません。										
年 月 日										
所在地 ☎ 会社名 代表者 ⑩										

< 年間所得額計算欄 > ※この欄は記入しないで下さい。

収入申告書

※この表は、令和6年1月2日以降に事業を開始した方のみ記入し提出してください。

私の所得は、下記のとおりであり、税務機関に確定申告する収支計算書の記載（予定）事項と相違ありません。

【営業（事業）開始年月日 年 月 日】

年 月 日

氏 名 ⑧

各月の所得額 ※営業開始して1年未満の方は、営業開始月が月の途中の場合は翌月以降の分から記入してください。										
収入年月	年 月		年 月		年 月		年 月		年 月	
総収入	円		円		円		円		円	
必要経費	円		円		円		円		円	
所得額	円		円		円		円		円	
収入年月	年 月		年 月		年 月		年 月		年 月	
総収入	円		円		円		円		円	
必要経費	円		円		円		円		円	
所得額	円		円		円		円		円	
所得	扶養親族の数			障害者の数			寡婦	ひとり親	総所得額	
	配偶者	老人	その他	特別	その他					
控除項目	有・無			人	人	人	人		円	

< 年間所得額計算欄 > ※この欄は記入しないで下さい。

(単身入居申込者用)

自 活 状 況 申 立 書

(住所)

1. 現在の生活状況

(1) あなたの現在の住居は

(氏名)

①自 宅 ②公営住宅 ③借 家 ④間 借 ⑤その他 ()

(2) あなたの住んでいる住宅の階層は

①平 家 ②2 階 ③3 階以上

(3) 同居している人は

氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢
	本 人				

(4) あなたの身体について

①障害が ある ない

②障害がある場合は障害の程度 第 級 障害の部位 ()

③補装具を使用していますか いる いない 補装具の種別 ()

(5) あなたの今までの生活について

①買物等外出する用事は ・ 1 人でしている ・ () に頼んでいる

②身の廻りのことについて ・ 1 人でしている ・ () に頼んでいる

2. 公営住宅に入居した場合の生活状況

(1) 日常生活状況について

区 分	できる	できない
①炊事は自分でできますか		
②買物は自分でできますか		
③食事は自分でできますか		
④排便は普通の便所で 1 人でできますか		
⑤入浴は自分でできますか		
⑥掃除洗濯は自分でできますか		
⑦住居の出入りは自分でできますか		

(2) (1)で「できない」項目について、それをどのように補うつもりですか

3. 公営住宅に入居した場合周りの人とのコミュニケーションがとれますか

(団地内清掃・会合・挨拶等)

できる

できない

4. 現在、私に配偶者はおりません。 はい ・ いいえ

上記申し立てのとおり相違ありません

年 月 日

氏名

印

小郡市営住宅における個人番号利用同意書兼通知書

小郡市長 あて

年 月 日

住 所

名 義 人 氏 名

(印)

同居者以外の代理人氏名

(印)

※同居者以外の代理人が手続きする場合は、委任状が必要であり、名義人(印)は不要。

私は、小郡市が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に基づく特定個人情報の提供又は小郡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年小郡市条例第41号）第4条第3項に基づく特定個人情報の利用の規定に基づき、小郡市営住宅に関する事務に個人番号を利用することに同意し、私及び同居者の個人番号を通知します。

【個人番号記入欄】

	氏名	続柄	性別	生年月日	個人番号									
名義人														
同居者														

※ 同居者欄が足りない場合は、欄外に記入してください。

(別紙)

【個人番号及び本人確認書類貼付け用紙】

名義人（個人番号）	窓口来庁者（本人確認書類）
同居者全員（個人番号）	